

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成19年6月4日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	中 村 定 志	議員	4番	杉 浦 光 男	議員
5番	榊 原 杏 子	議員	6番	山 盛 左 千 江	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	山 田 英 明	議員	10番	石 橋 敏 明	議員
11番	平 野 敬 祐	議員	12番	村 山 金 敏	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	一 色 美 智 子	議員
15番	松 山 廣 見	議員	16番	安 井 明	議員
17番	伊 藤 清	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	坂 下 勝 保	議員	20番	矢 野 清 實	議員
21番	月 岡 修 一	議員	22番	石 川 清 康	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
収 入 役	辰 野 勝 五 君	教 育 長	青 木 三 芳 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	後 藤 学 君	健康福祉部長	寺 嶌 正 男 君
経済建設部長	山 崎 力 君	出納室長	野 村 義 二 君
消 防 長	近 藤 和 則 君	教育部長	野 田 誠 君
総務部次長 兼総務課長	平 野 隆 君	市民部次長 兼環境課長	柴 田 二 三 夫 君
健康福祉部次長	濱 嶌 義 和 君	経済建設部次長	高 橋 芳 行 君

兼高齢者福祉課長

兼下水道課長

企画政策課長 横山孝三君

財政課長 加藤隆之君

代表監査委員 山崎栄一君

監査委員事務局長 近藤伸之君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 報告第6号 平成18年度豊明市土地開発公社決算並びに平成19年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
- (5) 推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦について
- (6) 議案上程・提案説明
 - 議案第33号 工事請負契約の締結について(校舎増築等工事)
 - 議案第34号 豊明市税条例の一部改正について
 - 議案第35号 豊明市都市計画税条例の一部改正について
 - 議案第36号 豊明市有料駐車場条例の一部改正について
 - 議案第37号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
 - 議案第38号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 - 議案第39号 平成19年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について
 - 議案第40号 平成19年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 議案第41号 平成19年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 報告第6号
- (5) 推薦第1号
- (6) 議案上程・提案説明
 - 議案第33号から議案第41号まで
- (7) 議員派遣の件

午前10時開会

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成19年第2回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員22名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年豊明市議会第2回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成19年第2回定例会の開会に当たりまして、市政運営に関する私の所信の一端を申し上げて、議員並びに市民の皆様方のご理解とご協力をお願いするものであります。

私は去る4月22日の豊明市長選挙の結果、市長として重責を担うことになりました。就任以来、ちょうど1カ月余りが経過いたしました。その職務の重大さと重さに身の引き締まる思いで毎日をごささせていただきます。

私にとりましては、今回の定例会が最初でございます。いささか緊張いたしておりますけれども、この定例会には報告案件1件、推薦案件1件、議案9件を提案させていただきます。いずれにしても、皆様方の慎重なご審議の上、満場一致で可決・ご承認をいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

ご承知のとおり、豊明市は昭和47年8月1日に市制が施行されて以来、名古屋市に隣接いたしますベッドタウンとして発展してまいりました。議員並びに市民の皆様方のご協力やご努力、その思いが重なって、第3次総合計画が目指す豊明の姿でありました「住んでよかった、住みつつげたいまち」を築き上げられてきました。さらに第4次総合計画では、「人・自然・文化ほほえむ安心都市」を本市が目指す将来の都市像といたしまして、実現のために皆様の多大なお力添えをいただき、取り組んでいるところでございます。市制35周年を迎える節目に市民の皆様からご負託をいただき、市民の安全・安心・幸せを実現するという使命感を持って、全身全霊を傾ける所存でございます。

さて、先の市長選挙におきまして、公約いたしました諸施策につきましては、今後4年間にその実現に向け、努力をしまる所存でございますが、既に今年度の予算におきましては、3月の第1回定例会において議決をされ、現在その執行に努めているところでございます。したがって、今年度は私が公約いたしました諸施策については、制約をされる部分がありますが、現予算を執行することが当面私ども執行部の責務であると心得ております。

今、自治体を取り巻く環境は激しく変化をしてきております。我が国の経済は長期の低迷を脱し、景気の回復が続いていると言われております。しかしながら、地域経済は依然としてその回復が実感できない厳しい状況にあるのも事実でございます。また少子高齢化の進行は、社会や経済構造を変革させ、労働力の減少や社会保障負担の増大など、自治体運営にとっても大きな課題となっております。このような中、本市の財政状況も厳しい状況が続いております。財源が不足する場合は、その基金の取り崩しで補い、財政運営に努めておりましたが、基金も大幅に減少し、深刻な財政状況になってまいりました。今後は財政健全化に向けた行政改革を図らなければ、将来行政が立ちいかななくなるのが予想されるところでございます。

私は今回の選挙におきまして、豊明市政改革5つの基本政策とプラスアルファを掲げました。第1は教育、第2は少子、高齢化、第3は危機安全管理、第4は環境、福祉、第5は元気な「まち」を創る生活と文化でございます。このことを市政改革の基本施策として、有権者の皆様に訴えてまいりました。

具体的には、第1の教育改革については、若者に夢を与える教育者の育成、心の教育、個性ある学校、保育園づくりの支援、まさに国際化に対応できる人材の育成教育であります。

第2の少子、高齢化については、子育てが楽しくなる支援と働く女性への積極支援でございます。例えば、育児の問題、仕事の問題、余暇の問題、また高齢者ひとり暮らしの安心とケアの充実、加えて生涯現役の高齢者への支援、シニアのプロ技術の活用等々であります。

第3の危機安全管理につきましては、市民の生命と財産を守るまちづくり、児童の登下校の安全確保の徹底、防災、ライフラインの整備、耐震対策の推進、テロ、犯罪に対する危機管理の徹底、加えて個人情報の徹底管理をしてまいります。

第4の環境と福祉については、豊かな環境を守ります。障害者の安心ケアの充実と有機循環型社会をより推進し、活力ある地域づくりの実現、災害に強いまちづくりの推進、思いやりのある福祉行政の強化充実でございます。

第5の元気な「まち」を創る生活と文化については、皆様もご承知のとおり規律や規範を守る。そのことにより市政の品格、品位を高め、市民の信頼にこたえてまいります。市民に対する情報公開もあわせて推進をし、また三位一体、市民、JA、あるいは行政の三位一体の協力による田園都市構想プランの推進を図ってまいります。また昨今、ユビキタス社会への挑戦、財政、雇用確保のための企業誘致の実現、市民参加型によるアイデア五輪による財政改革の推進等、以上の公約を実現に向け努めてまいります。

また、プラスアルファのお約束といたしましては、発想の転換期、民間企業経営の経験でまちを活性化し、市民の皆様の目線で生活感のある温もりの市政を実現してまいります。具体的には市政改革として民間活力を注入して、職員の意識改革で年間2億円以上の成果の確保と、学校給食費の家庭負担を20%減額し、また市長公用車を大衆小型車

に変更する。加えて市債を減額し、健全財政を確立します。

また、インター周辺の開発と企業誘致で税収と雇用の確保をしております。前後駅周辺の開発とまち全体の活性化と改善、まさに3ム、ムダ、ムラ、ムリの徹底改革であります。子どもたち、市民の未来が輝けるために、医療費の無料化を中学生まで拡大をしております。妊産婦無料健診の回数を拡大し、不妊治療の補助の充実、介護予防行政の充実と障害者福祉の充実、公共施設、特に教育施設の耐震化の早期実現、自然と市民の調和した憩いのまちづくりであります。これらの諸事業を進めるに当たって、財源確保が最も重要と考えております。公害のない優良企業の誘致を進めるとともに、職員のやる気と能力を向上させ、行政の効率化を図ります。ムダ、ムラ、ムリの3ム追放の精神で、徹底した改革を行ってまいります。いずれもこの4年間をかけ、その実現に向けまして努力してまいります。

また、早急に取り組むこととしては、職員の意識改革であると考えております。何をしても人材がすべてであります。少なくとも「きらっと光る豊明市」をつくっていきたくております。そのために行うことは、行政に企業経営のノウハウを取り入れ、職員の意識を改革する。物事を上からだけでなく、横や下からも見えるような発想力、洞察力を高めます。職員一人ひとりの能力を開発することにより仕事の生産性を向上させ、縦割りの行政から横割り行政へ、また入口主義から事業結果を重視する、評価する出口主義へと改革をしております。具体的な方策といたしましては、外部企業経営者を講師に招き研修をしたり、職員が切磋琢磨できる事例発表会なども開催してまいります。

また、分権型社会の進展により、地域住民と行政がみずからの判断と責任でまちづくりをすることが求められてきております。市民と行政が情報を共有し、市民の声を取り入れて進めていく、市民と行政が相互の信頼関係のもと、知恵と力を出し合いながら、一緒に住みよい暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。このように市民と行政とがよりよいパートナーとして、市民協働を進めていくことが重要であると考えております。

そして、市民協働とともにもう一つ大切なことは、男女共同参画であると考えております。女性や男性もお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を推進するため努力をしております。

選挙中に公約をさせていただきました所信の一端を申し述べましたが、私の基本姿勢といたしましては、前市長の施策の継承と新たな改革を両立させ、豊明市行政改革大綱及びアクションプラン、並びに第4次総合計画に上げた施策実現に向け、議会はもとより市民の皆様のご意見を行政に反映させるよう、職員とともに一丸となって努めてまいります。何とぞ議員の皆様方の温かいご指導とご鞭撻のほどを心からお願い申し上げます。最初の定例会に当たり所信表明とさせていただきます。

以上、どうもありがとうございました。

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

伊藤議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(伊藤 清議員)

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る5月29日に委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせをしておりますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、今期定例会の会議日程につきましては、お手元に配付されております日程表のとおり、本日から6月22日までの19日間とし、一般質問につきましては、10名の議員より通告がありましたので、6月7日、6月8日及び6月11日の3日間を質問日に充てることとし、6月7日及び6月8日にそれぞれ4名の質問を行い、続いて6月11日に2名の質問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。推薦第1号は人事案件でありますので、本日即決することとし、議案第33号から議案第41号は、所管の各常任委員会に付託することといたしました。

また、陳情等につきましては、お手元に配付されておりますとおり、陳情第1号は経済建設常任委員会に付託し、その他については参考配付といたしました。

なお、お手元に配付されております議員派遣の件につきましては、本日の予定議事の終了後に日程に追加することといたしました。

最後に、討論の通告期限につきましては、6月21日の正午まででありますので、お間違いのないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため地方自治法第121条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、2 番 近藤郁子議員と 21 番 月岡修一議員を指名いたします。

日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 22 日までの 19 日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から 6 月 22 日までの 19 日間と決定いたしました。

日程 3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

山崎代表監査委員。

No.8 ○代表監査委員(山崎榮一君)

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、収入役所管に係る現金の平成 19 年 1 月から同年 3 月の各月末日現在の出納保管の状況を、平成 19 年 2 月 23 日、3 月 28 日、4 月 25 日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、市民協働課、土木課及び文化会館を 2 月に監査したものでございます。

監査の結果につきましては、市民協働課においては、市民活動推進事業補助金の交付において、事務手続に不備な点が見受けられたので、留意されたいという件。

土木課においては、境界杭購入の単価契約において、見積書に不備が見受けられたので留意されたいという件。

文化会館においては、冷温水発生機営繕工事において、着手届に不備な点が見受けら

れたので、留意されたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされていると認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

No.9 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情等について報告をいたします。

お手元に配付いたしました陳情付託表のとおり、陳情第1号は経済建設常任委員会に付託し、その他については参考配付といたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、報告第6号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

平野総務部次長。

No.10 ○総務部次長(平野 隆君)

それでは、報告第6号 平成18年度豊明市土地開発公社決算並びに平成19年度豊明市土地開発公社事業計画及び予算の報告につきましてご説明を申し上げます。

これは地方自治法第243条の3第2項の規定により、土地開発公社に係る経営状況に関する事項をご報告するものであります。

まず、決算の方からご説明をいたします。資料の2、3ページをお願いいたします。

まず、総括事項としまして、平成18年度の取得事業は、買収費1億8,423万8,652円で、面積516.74平米を取得いたしました。また、処分事業は、用地売却原価2億3,517万4,941円で、面積3,886.23平米を豊明市へ売却処分をいたしました。その結果として、平成18年度末の保有量は10億127万6,884円で、面積は6,848.56平米となりました。

次に、主要な個別事業につきましては、このページと19ページの参考資料の方ですが、19ページの方をお願いしたいと思います。

まず、取得事業では、都市計画道路用地で大脇館線用地として栄町南館地内におきまして、買収費1億8,423万8,652円で、面積が516.74平米を取得という内容でございます。

次に、処分事業としましては、都市計画道路用地で大根若王子線用地として間米町森前地内外の582平米を売却し、3,555万7,487円で処分し、これで平成14年度取得分の残りはなくなりました。

そして、桜ヶ丘沓掛線用地としましては、平成14、15年度取得分の一部の合計したものの

が、595.23 平米になりますが、これを1億 2,023 万 4,657 円で処分し、公園用地にあっては、二村台緑地用地として沓掛町峠前地内の 2,709 平米を 7,938 万 2,797 円で、これも市へ処分、売却をいたしましたという内容でございます。

3ページにお戻りいただきたいと思えます。(2)の役員会に関する事項であります。

平成 18 年度中の役員会に関する事項につきましては、昨年5月と9月、それから本年3月、計7件の案件をご審議いただきました。

なお、今ご報告を申し上げます 18 年度決算につきましては、5月9日に監事による監査を経まして、5月 11 日の理事会において承認・認定をいただいておりますので、あわせてご報告をいたしておきます。

続いて、4ページをお願いします。平成 18 年度豊明市土地開発公社の決算状況報告書についてであります。

まず、収益的収入及び支出の部でありますけれども、これは公社の単年度の経常的な事業活動をあらわしたものであります。

まず、収入の部ですが、目のところをごらんいただきますと、公有用地売却収益、先ほど説明をいたしました市への処分に係る売却益で、2億 3,517 万 4,941 円であります。そして受取利息は、銀行への預金利息として2万 78 円。締めて、収益的収入の合計としまして、執行額2億 3,519 万 5,019 円となりました。

続いて、支出の部ですけれども、同じく目の公有用地の売却原価として、事業収益と同額の2億 3,517 万 4,941 円。そして人件費として議員理事の報酬4万 3,200 円。経費については、公租公課として法人の市県民税の計7万円を執行し、締めて、収益的支出の合計としまして、執行額2億 3,528 万 8,141 円となったということでございます。

続いて、5ページをお願いします。資本的収入及び支出の部であります。これは取得した土地についてあらわしてございます。

まず、収入ですが、1目の借入金、執行額1億 9,063 万 1,968 円、このうち1-1の借入金(次年度繰越分)は、7,667 万 9,558 円でありました。この繰越分につきましては、18 年度に契約したけれども、最終的な引き渡しが 19 年度に延長になったという契約が、大脇館線用地で2件あったためでございます。

一方、資本的支出としまして、1項の公有地取得事業費の1目 用地費が 4,827 万 1,444 円、このうち1-1の用地費(次年度繰越分)は、2,562 万 9,444 円でありました。これも先ほどの借入金と同じ理由によるものでございます。

次に、2目 補償費が1億 3,540 万 3,241 円、このうち2-2目 補償費(次年度繰越分)が 5,086 万 9,241 円、これも用地費と同じ理由でございます。

3目 委託料、用地買収時に土地の分筆測量等を必要としたものでありまして、18 年度は2件、執行額が 53 万 3,767 円でございます。このうち、3-3目 委託料(次年度繰越分)の 18 万 873 円でありましたけれども、こちらにつきましても繰り越し理由は、先ほどの用地補償費と同様になってございます。

5目の支払利息は、四半期ごとに借入金の手形を更新する際、金融機関に支払う利息でありまして、執行額は670万8,766円となりました。

6目 需用費の1節 消耗品、土地買収時の契約時に添付する収入印紙の購入代金、執行額は3万200円でした。

2項の償還金、1目 金融機関への借入償還金は、2億3,472万3,691円となりまして、以上、資本的支出の計は4億2,567万1,109円となったわけでございます。

なお、この収入と支出の差につきましては、損益勘定留保資金で補てんをいたしてございます。

次に、6ページをお願いします。平成18年度資本的支出繰越計算書でございます。

こちらは大脇館線用地取得事業のうち、平成18年度に購入契約をしましたが、最終的な引き渡しが18年度中に実施できず、19年度に延長することになったものが2件あります。そのためでございます。19年度に用地費、補償費、分筆代を繰り越すものであります。金額については、それぞれ用地費が2,562万9,444円、補償費が5,086万9,241円、分筆代が18万873円ということになってございます。

翌年事業年度以降にわたる債務負担行為、いわゆる未払金関係がその明細となっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、7ページの資金執行計算書であります。

今、ご説明しました予算執行の18年度中の現金収支をあらわしたものでありますけれども、まず受入資金として事業収益、事業外収益、長期借入金、前年度繰越金とあります。その計は3億6,442万4,075円となっております。一方、支払資金としましては、販売費及び一般管理費、公有地取得事業費、償還金がありまして、その計は3億4,910万4,751円となりました。差し引きしまして、1,531万9,324円は翌年度へ繰り越しをいたします。

隣の8ページは損益計算書であります。

18年度の損益をあらわすものであります。一番下段をごらんいただきますと、平成18年度の純損失額として9万3,122円と相なりましたということでございます。

次に、9ページをお願いします。財産目録であります。

資産の部としまして、預金、基金、土地を合計いたしますと、10億2,659万6,208円となります。負債の部は長期借入金で、市内金融機関5行から合計9億2,409万1,726円を借り入れいたしております。未払金は7,667万9,558円でございます。

続いて、10ページは事業原価の計算書でありますけれども、18年度末の会社の保有残高をあらわしてございます。

まず、18年度の事業原価として、(1)から(6)の需用費までの合計、1億9,094万7,418円、これに前年度末の未処分用地の決算数値、10億4,550万4,407円。当年度の用地売却原価であります2億3,517万4,941円。これらを差し引きしますと、一番下の18年度末未処分用地としまして、10億127万6,884円となりましたという計算書ということでございます。

次に、11 ページをお願いします。貸借対照表でございます。

資産の部としまして、流動資産と固定資産がありまして、合計 10 億 2,659 万 6,208 円。
負債の部としまして、流動負債、固定負債とありまして、負債合計は 10 億 77 万 1,284 円。

資本の部としまして、資本金と準備金がありまして、合計いたしますと 2,582 万 4,924 円となります。

そして、一番下の負債と資本の合計額 10 億 2,659 万 6,208 円となりまして、資産の合計と一致をさせております。

次に、キャッシュ・フロー計算書であります。12 ページをお願いします。

これは現金、いわゆるキャッシュの増減を把握するためのものであります。上からⅠの事業活動によるもの。Ⅱの投資活動によるもの。Ⅲの財務活動によるもの等々ありまして、それらを合計する形で当期のキャッシュの増減をあらわしてございます。その結果として、一番下の当年度末、18 年度末のキャッシュ、いわゆる現金残高、3カ月を越えないで管理している現金のキャッシュの残高としましては、531 万 9,324 円となっております。

続いて、13 ページをお願いします。

剰余金の処分については、定款の第 25 条第 2 項の規定によりまして、当年度の純損失を前年度の繰越剰余金から整理するものであります。当年度の純損失でありますところの 9 万 3,122 円を前年度繰越剰余金である 1,591 万 8,046 円から減額しまして、翌年度繰越剰余金の額として 1,582 万 4,924 円となっております。

続いて、14 ページ以降につきましては、18 年度決算付属明細書についてでございます。

15、16 ページの公有用地明細書につきましてごらんいただきますと、これは公社所有の土地が 18 年度中にどのような動きがあったかということを示してございます。結果として、16 ページの一番下段の右下、18 年度期末残高を見ていただきますと、保有高が 10 億 127 万 6,884 円。面積 6,848.56 平米となっております。冒頭の総括事項で申し上げた数値と一致をさせてございます。

次に 17 ページ、長期借入金の明細表であります。

事業ごと及び借入日ごとに借入先をあらわしてございます。市内金融機関 5 行より 9 億 2,409 万 1,726 円を借り入れしてございますという明細表になってございます。

次に、18 ページは事業収益明細表及び事業原価明細表、事業から生じる収益費用についてあらわしたものでありまして、その下の資金明細表につきましては、出資団体別に出資金をあらわすもので、豊明市から 1,000 万円の出資があることを示してございます。

以上が 18 年度の公社の収支決算でございます。

続いて、20 ページ以降の平成 19 年度事業計画及び収支予算書についてご説明をさせていただきます。

初めに、事業計画でありますけれども、取得事業については該当はございません。処分につきましては、都市計画道路用地の 380.49 平米、道路用地 280 平米、公園用地 708.93 平米の合計、1,369.42 平米を予定いたしております。この明細は 30 ページの参考資料の

方でごらんいただきますと、桜ヶ丘脊掛線で 272.71 平米、大脇館線で 107.78 平米、間米 41 号線で 280 平米、二村山緑地で 708.93 平米を処分する予定ということですので、よろしく申し上げます。

それでは、22 ページにいきます。平成 19 年度の収支予算でございます。

まず、収益収入及び支出であります。収入の第 1 款 事業収益の第 1 項 公有地取得事業収益につきましては、先ほどの事業計画で処分して得られる収益 2 億 653 万 3,000 円を計上し、事業外収益につきましては、受取利息 14 万 6,000 円、雑収益で 1,000 円、合わせまして 14 万 7,000 円。収入合計締めて 20 億 668 万を計上いたします。

一方、支出は第 1 款 事業原価の第 1 項 公有地取得事業原価につきましては、やはり先ほどの事業計画で処分する 2 億 653 万 3,000 円を計上し、販売費及び一般管理費については 14 万 2,000 円、予備費については 5,000 円を計上し、支出合計が 2 億 668 万円となっております。

次に、23 ページは資本的収入及び支出についてでありますけれども、収入の第 1 款 資本的収入の第 1 項 借入金につきましては、取得事業はございませんが、現在保有している公有用地、年度末に約 10 億強になりますが、その約 1.5%分を支払利息として見込み、1,490 万円を計上しました。

また、支出の第 1 款 資本的支出の第 1 項 公有地取得事業費につきましても、支払利息で今の必要な額としての 1,490 万円を計上。第 2 項の償還金につきましては、事業計画で処分して得られる収益 2 億 653 万 3,000 円を計上いたしてございます。そういう内容でございます。

次の 24 ページから 25、26 ページまでにつきましては、ただいま説明しました収支予算の執行計画及び資金計画であります。詳細な方は省略させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。したがって、27 ページの予定損益計算書をごらんください。

こちらは平成 19 年度公社の損益をあらわしてございますが、事業収益、事業原価、販売費及び一般管理費、それから事業外収益、いずれも収支予算と同額でございます。一番下段、当年度の純利益として 5,000 円を予定いたしてございます。

28 ページは予定事業原価計算書であります。19 年度末公社の保有残高をあらわすものであります。19 年度の事業原価は支払利息のみで 1,490 万円、前年度末未処分用地が 10 億 127 万 7,000 円、当年度用地売却原価が 2 億 653 万 3,000 円。それらを差し引きしますと、一番下段の 19 年度末未処分用地としまして 8 億 964 万 4,000 円となる予定をしております。

次に、29 ページは予定貸借対照表であります。

資産の部として、流動資産、固定資産とありまして、資産合計 8 億 3,496 万 8,000 円となり、負債の部として長期借入金が 8 億 913 万 8,000 円、資本の部として、資本金と準備金がありまして、合計いたしますと 2,583 万円。そして、一番下の負債と資本の合計が 8 億 3,496

万 8,000 円となり、資産の合計と一致をさせているということでもあります。

以上で 19 年度収支予算の説明でございます。

これで、報告第6号の全説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

No.11 ○議長(堀田勝司議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.12 ○5番(榊原杏子議員)

いよいよ今回、覚書の内容と違って、取得から5年経過をして買い戻しができない分が出てくるわけですが、何件、そして価格にして幾ら分になりますか。

それから、買い戻しができない理由というのをお聞かせください。

それらの分が今後どうなるか、見通しというか、どう処理をするのかということをお聞きします。

それからまた、それらの分の借り入れの利息、利率についてはどうなるのでしょうか。変更が生じてくるかどうかをお聞かせください。

そして今年度、取得の計画はないということですが、事業課からの打診というか、そういったものはあったのでしょうか。お願いします。

それから、18年の決算の方ですが、昨年示されました18年度の事業計画と違う部分が大分あるようですが、それぞれ違う部分とそれぞれの理由についてお聞かせください。お願いします。

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

平野総務部次長。

No.14 ○総務部次長(平野 隆君)

まず、買い戻しができない部分ということで、公社の方でいいますと、いわゆる14年度取得分について、5年覚書がたちますと、19年度がまさにその年に当たるということになります。したがって、14年度分の残り分という形で発表させていただきますと、金額にしますと4億7,800万円強になります。金額ベースです。

その理由というのは、豊明市の方が公社から買い取るということが、財政的に見込みがつかないということだろうと、公社の立場でいえばそう考えております。

その処理につきましては、今打診があります覚書の変更という形で相談を受けていることはございます。

借入利率の見込みはということですが、ご承知のように金利そのものも、今短ペラも各行は上げております。1.625 から高いところでは2%ということがありますので、今公社が保有している保有量にかかる金利については、これは14年度取得分に限らず高まり傾向に利率はあるという認識をさせていただきます。

それから、今年度当初の取得計画の所管課からの打診はということですが、公社に対しての打診はございましたけれども、最終的には調整の結果、取得事業についてはないという報告で19年度予算を編成させていただきます。

それから、18年度決算における当初予算との変更部分ということですが、資料にあります9月の公社理事会でもって補正予算を1回組んでございます。そのときに当初予算等の変更がわかるわけですが、その内訳は当初予算と決算とを見比べていただければわかるわけですが、結局、起債の関係で、例えば二村山緑地については起債充当ができるということがわかったことであるとか、桜ヶ丘沓掛線の中で環境整備等々のお金がつくということで増額していただいたりとか、そういったもろもろのことがありまして、決算ベースの処分計画となったということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.16 ○5番(榊原杏子議員)

市が財政的に見込みが立たないから買い戻しができない分があるということですが、この次の年からは債務負担がかかっている、買い戻しをしなければならないというのに加えて、この14年分の残りというのを、今後どのように買い戻しを市の方をお願いしていくのでしょうか。していただけるというような話になっているのか、どの程度ならば4億7,800万円の買い戻しというのがどういうふうに進んでいく予定なのかということが、見通しがありましたらお知らせください。

それから、今年度の取得の打診ということでしたが、どの程度の額のものがあったか、わかりましたらお知らせください。

それから、桜ヶ丘沓掛線の内山地区に関して、納税猶予の部分も含めて、残りの買収に必要な分が幾ら分あって、それらも公社が取得する形で今後進められていくということなのでしょうか。

以上、お願いします。

No.17 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

平野総務部次長。

No.18 ○総務部次長(平野 隆君)

14年度の買い戻し計画を答弁するという事は、ちょっと公社の立場ではつらい部分がありますが、1～2年でも早く買い戻し計画を提示していただいて、公社の立場でいえば処分したいという考えに変わりはありません。

それから、打診はどの程度かということでありましたが、19年度予算を作成するに当たって、取得事業のときの打診は、たしか桜ヶ丘脊掛線で9,000万円程度だと記憶してございます。

それから、桜ヶ丘脊掛線での残地ですか、残地取得については、公社では詳細な資料はいただいておりませんが、ざっとその資料でいいますと、このもっている資料そのものが、正しいものかどうか今ちょっとわかりませんが、市の方から答弁をいただけるのであれば、一番よろしいわけですが、この資料でよければあれですが。

じゃよろしいですか。公社の桜ヶ丘脊掛線における17年度までの面積は3,735平米でございます。これを全体計画でいうとたしか60%弱、50から60の間、したがって残面積は、その残りの四十何%になろうかと思えます。

そのうち、買い戻ししていただいた面積ベースでいいますと、1,212平米ほどの約32.5%は、既に市の方で買い戻しをいただいております。金額にしますと、2億7,200万円ほどは買い戻しをいただいているということでありまして。よろしく申し上げます。

No.19 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、日程4を終わります。

日程5、推薦第1号を議題といたします。

事務局長をして説明させます。

川村議会事務局長。

No.21 ○議会事務局長(川村敏治君)

推薦第1号 農業委員会の委員となるべき者の推薦についてご説明をいたします。

現在、議会より推薦されました3名の委員が本年7月19日をもって辞任されますので、7月20日より欠員となります。よって、農業委員会等に関する法律第12条の規定により、学識経験者として議会が3名の委員を推薦するものでございます。

以上です。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

お諮りいたします。本案については13番 前山美恵子議員、19番 坂下勝保議員、21番 月岡修一議員の3名の方を推薦いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、農業委員会の委員となるべき者として、13番 前山美恵子議員、19番 坂下勝保議員、21番 月岡修一議員の3名の方を推薦することに決しました。

会議の途中でありますが、ここで10分間休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前11時9分再開

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程6、議案上程・提案説明に入ります。

議案第33号から議案第41号までの9議案を一括議題といたします。

初めに、議案第33号について理事者より提案理由の説明を求めます。

野田教育部長。

No.25 ○教育部長(野田 誠君)

それでは、議案第33号のご説明を申し上げます。

工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

記といたしまして、1 工事名 校舎増築等工事。2 工事場所 豊明市沓掛町一之御前地内。3 工事の概要 増築校舎 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階建、延床面積2,149平方メートル。仮設校舎 鉄骨(プレハブ)造平屋建、延床面積542平方メートル。解体校舎 木造平屋建、延床面積315平方メートル。4 請負契約金額 3億6,645万円。5 請負契約者 名古屋市守山区小幡南三丁目5番2号 株式会社塩浜工業 名古屋営業所 所長 柏本幸太郎。6 契約の方法 8社の制限付き一般競争入札。

説明といたしまして、この案を提出するのは、校舎増築等工事(沓掛小学校)施行のため必要があるからでございます。

別紙資料をごらんいただきたいと思います。

まずは、制限付き一般競争入札参加業者一覧です。三旺建設(株)豊明支店から角文(株)豊明営業所までの8社が参加しての入札が、先月5月16日に執行されました。その一覧表でございます。

続いて、工事の内容に入りたいと存じます。1枚おめくりください。案内図・配置図をごらんください。

まず、中央から右手部分に斜線が引いてある箇所です。こちらの方に目を転じてください。ここに図面では確認できませんが、現在平屋の木造校舎がございます。この木造校舎の中には普通教室として3教室分利用されており、この木造校舎を取り壊して新たに教室棟を増築するものでございます。そして、目を左側に転じていただきまして、左側の斜線部分の仮設校舎、プレハブを夏休み中に建設し、児童は2学期から木造校舎からこちらの方に移るということとなります。木造校舎は今年の8月ごろから解体工事に入り、翌月の9月中旬から下旬ごろまでには終了する予定でございます。その後、この場所に今年の9月中旬ごろ校舎増築工事に着手し、翌年8月ごろには完成する運びでございます。

続いて、各階のレイアウトについてご説明させていただきますので、1枚おめくりください。地下1階です。地下1階につきましては、後ほどもう少し詳細にご説明させていただきます。

中央のX3通りというのがあるかと思います。中央の下部の方にX3、中央のX3通りの右辺部は、児童館専用スペースです。X3の右辺部は児童館専用スペース。ただし、児童館の内装工事、備品等にかかる予算につきましては、翌年度、平成20年度に市長部局の方で予算提案される予定でございます。逆に、X3通りの左辺部は教室棟専用の昇降口、げた箱です。昇降口と上部にございます児童館からも使用可能なトイレを設置いたします。

続いて、次の1階平面図をごらんください。

ここには、ごらんのように普通教室3室と少人数指導、学年集会あるいは合唱練習などに利用される多目的スペース1室ができる予定になっております。あと2階、3階につきましては、1階と全く同様ですので、この場で説明は省略させていただきます。

1階平面図から1枚、2枚、3枚おめくりいただきまして、先ほどご案内させていただきました地下1階の状況につきまして、もう少し詳細にご案内したいと存じます。立面図1をごらんください。

立面図1の上段、南立面図は、旧瀬戸大府側から見たものですが、ここからは地上4階建てに見えます。こちら側からは事実4階建てです。その下の東立面図、いわゆるツマ側から見ますと、ごらんのように地形に沿って1階部分が半地下になっていることが、おわかりかと存じます。

続いて、次のページ、立面図2をお願いいたします。

上段部分、北立面図ですが、右側に破線になっておりますが、これは2階建ての既設校

舎でございます。2階建ての既設校舎のグラウンドレベル、GL部分、GL部分より下の部分、下の部分というよりも、下の階といったほうがいいかもわかりません。下の階は図面上では確認できておりますが、実際上では、これは見えません。GL部分は北立面図から見ますと、地下になっていきますので、これは見えません。3階建てです。実際には見えず、地上3階建てとなります。以上のことから当該建物は地上3階建て、地下1階建てと相なるわけでございます。

以上で議案第 33 号の説明とさせていただきます。終わります。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 34 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.27 ○総務部長(山本末富君)

議案第 34 号 豊明市税条例の一部改正について。

豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

説明といたしまして、この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、1枚はねてください。

上から3行目の第 25 条第1項及び次の第 25 条第2項関係でございますが、これは信託法改正の影響を受けましての市民税の改正でございます。信託法は制定されて 80 年以上経過し、現在の複雑な経済社会に合わなくなってきましたので、今回、大改正が行われました。この改正によりまして、今まで受益者段階課税が原則でございましたが、特定目的信託などにつきましては、信託段階での国税の法人課税が行われることとなりました。この法人税が課されますと、市民税も法人税と同様に個人であっても市民税の法人割額が課されるというものでございます。

次は、ページ真ん中より少し下になりますが、第 57 条の2は、固定資産税を非課税の用に供している資産を有料で貸し付けている場合は、その固定資産の所有者に対しまして、固定資産税を課するという規定でございますが、これは地方税法第 348 条第2項の用途非課税のできる規定で運用しており、市等に無償で貸す場合は非課税、有償の場合は課税するということを条例にも明文化するものでございます。

なお、これによりまして、従来の「第 57 条の2」を「第 57 条の3」に繰り下げているので、次の附則第 10 条、第 11 条の2、第 11 条の3の改正は、この項ずれを整備するものでございます。

次に、下から5行目の附則第 19 条の2の改正は、証券取引法が金融商品取引法に改題されたことによる改正で、内容の変更はございません。

附則といたしまして、施行期日でございますが、公布の日から施行する。ただし、1枚は

ねてください。(1)の附則第 17 条の2の関係は、租税特別措置法の改正によつての項ずれの整備をする改正でございますが、こちらの方は平成 20 年4月1日、信託法の改正の部分は信託法の施行の日、それから証券取引法等の一部を改正する法律の関係の方は、こちらの法律の施行日にあわせるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 35 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.29 ○総務部長(山本末富君)

議案第 35 号 豊明市都市計画税条例の一部改正について。

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとするものでございます。

説明といたしまして、この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、1枚はねてください。

今回の都市計画税の改正は、平成 19 年 10 月1日より郵政公社の民営化に伴い、地方税法第 349 条の3及び同項附則第 15 条の固定資産税の課税標準の特例規定が改正されたことにより、影響を受けます都市計画税条例の第2条第2項と次の附則第 16 項がそれぞれ改正されるものでございまして、内容の変更はございません。

附則といたしまして、施行期日は平成 19 年 10 月1日より施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 36 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.31 ○経済建設部長(山崎 力君)

それでは、議案第 36 号の説明をいたします。

豊明市有料駐車場条例の一部改正について。

豊明市有料駐車場条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとするものでございます。

説明といたしまして、この案を提出するのは、前後駅南月ぎめ駐車場の利用を開始するため必要があるからでございます。

主な改正点としましては、現在の市営有料駐車場条例に新たに前後駅南月ぎめ駐車場を設置するものでございまして、その改正の主なものは、月ぎめの駐車場設置により駅南地下駐車場の定期駐車を廃止します。それから、月ぎめ駐車場の利用料金を定めるものでございます。1ページはねていただきたいと思います。

第12条第1項後段を削るというのは、先ほど申し上げましたように、定期駐車を廃止するために、この行の後段を削るというものでございます。

別表の第1には、前後駅南月ぎめ駐車場、豊明市阿野町大代56番地を加えるものでございます。

別表第2につきましては、前後駅南月ぎめ駐車場、終日というものを加えるものでございます。

別表第3につきましては、前後駅南月ぎめ駐車場、1月、1台につき8,000円を加えるものでございます。

それから、下段でございしますが、別表第4定期駐車券の項中「前後駅南地下駐車場」を「前後駅南月ぎめ駐車場」に「1万4,000円」を「8,000円」に、「3万8,000円」を「2万4,000円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年8月1日から施行するものでございます。

終わります。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第37号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.33 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第37号についてご説明を申し上げます。

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について。

豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、既存の3地区計画に勅使台地区計画を加えるものでございます。

勅使台地区は現在、約21ヘクタール強でございしますが、建築協定が平成2年に結ばれておりまして、住宅の建設が行われております。今後も良好な住環境を維持するために地域要望もあり、都市計画決定によるものとして対象区域に勅使台地区を追加して、一部改正を行うものでございます。

内容の説明をしますので、1枚はねていただきたいと思います。

下から10行目でございしますが、建築物の形態又は意匠の制限、これを第8条に新たに

いたします。

それから下から3行目、建築物の容積率の最高限度、これを第4条にいたします。これに伴いまして、項ずれと表の表記を改正するものでございまして、上段の部分につきましては、項ずれを直すものでございます。

1枚はねていただきたいと思えます。したがって、別表第1には、勅使台地区整備計画区域を加えるものでございます。

それから、もう1枚はねていただきたいと思えます。これが別表第2でございまして、(ウ)の関係です。これが先ほど申し上げました第4条関係で新たに加えるもの。それから(キ)の部分でございまして、第8条関係でございまして、新たにこの2項目が加わるものでございまして、表記の変更でございまして、

それから、1枚はねていただきまして、下段の部分でございまして、この第2表に勅使台地区整備計画区域を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年9月1日から施行するものでございます。

終わります。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第38号について理事者より提案理由の説明を求めます。

近藤消防長。

No.35 ○消防長(近藤和則君)

議案第38号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからであります。

まず、今回の改正でございまして、非常勤消防団員等の公務災害補償基礎額の給付加算額を引き上げる改正でございまして、現行は配偶者を除く扶養親族2人目までは200円、3人目以降は167円でありましたが、3人目以降も200円に引き上げる改正でございまして、

1枚はねていただきまして、内容説明でございまして、3行目の第5条第3項中「のうち2人まで」を削りは、配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以降の扶養親族に係る扶養手当の月額が、2人目までの扶養親族に係る扶養手当の月額と同額に引き上げるもので、以下、「それぞれ200円」を「1人につき200円」に改め、「、その他の扶養親族については1人については167円」を削る。これは配偶者以外の扶養親族のうち、3人目以降の扶養親族に係る給付基礎額の加算額を、2人目までの扶養親族に係る加算額と同額の200円に引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものでございます。

2項については、経過措置でございます。

以上で終わります。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第 39 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.37 ○総務部長(山本末富君)

議案第 39 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

それでは、1ページをごらんになってください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,137 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 171 億 6,657 万 3,000 円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、3ページをごらんになってください。

今回の補正の大半は電算事務の関係でございます。市の中の住民基本データや税のデータなど、市の基幹となります業務システムは平成9年に導入したもので、10年目となります平成19年9月末にシステムの全面更新の話もございましたが、財政状況の厳しさから1年延期をお願いいたしました。

一方、後期高齢者医療制度は20年4月からスタートすることは承知しており、その関係の予算を国保特別会計や福祉医療費などに当初予算で判明していた分を計上いたしました。その後、19年3月に愛知県にて開催されました会議におきまして稼働は19年10月から、広域連合とのシステムの連動は単体ではなく、基幹業務システムから後期高齢者システムを経由しまして、広域連合と情報のやりとりをすることが判明いたしました。このため、基幹業務システムの更新を1年延期いたしますと、本年と来年と2回、システムの改修が必要となり、比較しますと割高となることが判明いたしましたので、1年先送りしました基幹業務の改正を本年行うこととし、今回の6月補正はこの基幹業務システムの更新と後期高齢者関連の改修費用が大半でございまして、3ページの一番下の社会教育費の359万1,000円だけは別でございまして、これを引いた残りの2,778万2,000円分が電算関係の補正となります。

それでは、個別にご説明いたしますので、11ページをお開きください。

国民健康保険特別会計繰出事業をごらんください。説明欄を見ていただきますと、職員給与費等繰出金928万3,000円増となっておりますが、これは人件費に繰り出すように思われますが、今回、国保特別会計の補正額のうち、国庫補助金の300万円を引いた残りの分の額と一致しております。内容は電算関係の費用に当たるもので、繰り出してございまして、職員給与費等の「等」の中に入っているものでございます。

次は、13ページの一番下をお願いいたします。

説明欄の史跡等環境整備工事費 359 万 1,000 円とございますが、これは2月に沓掛城址公園のトイレが放火に遭い、一部燃えた部分を今回修理するものでございます。これだけは電算関係とは別でございます。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、4、5ページをお願いいたします。

8款 地方特例交付金でございますが、これは今まではこの中に減税補てん分と児童手当分と両方入っておりましたが、今回、省令の改正があり、減税補てん分に対応する部分に特別交付金という項が新しくできましたので、その分、6,000 万円を1項から2項の方に組みかえるものでございます。

次の13款 国庫支出金の中の委託金ですが、これは国民年金事務取扱費委託金の61万2,000円でございますが、これは国民年金の電算関係の補正額61万2,000円に対応する委託金でございます。

次のページ、6、7ページをお願いいたします。

16款 財産収入の中の財産貸付収入、こちらの方は一般会計から有料駐車場特別会計へ貸し付け、月ぎめ有料駐車場として利用するもので、その土地の貸付金に該当するものでございます。

次の18款 繰越金は、今回の補正で必要となります金額のうち、一般財源で対応する分に繰越金を充てるもので、今回の補正額3,068万1,000円を増額するものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第40号について理事者より提案理由の説明を求めます。

後藤市民部長。

No.39 ○市民部長(後藤 学君)

それでは、議案第40号 平成19年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,228万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ58億1,808万3,000円とするものであります。

歳出の方からご説明をいたしますので、6、7ページをごらんいただきたいと思います。

1款 総務費の賦課徴収費1,228万3,000円でございますが、このうち右側、説明欄上段の保険税計算事務委託料は、平成18年度医療制度改革により平成20年度から65歳以上、74歳までの国保被保険者のうち、年金受給者については保険税を特別徴収することとなったため、その徴収システムを構築する必要があり、1,100万円を増額するものであります。

それから、その下の機器等借上料は、平成20年度から後期高齢者医療制度の発足に

より、広域連合が業務実施するための電算システムを構築することになりましたが、そのシステムに対応する新たな豊明市の側の基幹業務システムの導入に伴い、現在老朽化している国保システムの更新が必要となったため、そのリース料として128万3,000円を計上するものであります。

次に、歳入の方のご説明をいたしますので、4、5ページをお開きください。

まず、2款 国庫支出金の国庫補助金300万円は、歳出で計上いたしました徴収システムに対し補助される額を計上するものであります。

次に、その下の7款 繰入金であります。歳出に計上いたしました電算関係委託料の財源のうち、国庫補助金を除いた928万3,000円を繰入金で賄うため計上するものであります。

以上で議案第40号の説明を終わります。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、議案第41号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎経済建設部長。

No.41 ○経済建設部長(山崎 力君)

議案第41号についてご説明を申し上げます。

平成19年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)。

歳入歳出それぞれ8万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ総額を7,398万円にするものでございます。

内容の説明を歳出の方からいたします。6、7ページをお願いいたします。

このたび、月ぎめの駐車場開設に当たりまして、先ほどの議案の36号と関連するわけですが、この月ぎめの駐車場は特別会計で管理をいたしますので、豊明市財産管理規則に基づきまして異なる会計で使用する場合は、会計間において有償にするという規定がございますので、それに基づいて今回するものでございまして、年間の管理料をもとに8万円を計上させていただくものでございます。8万円というのは、8月1日から開設予定をさせていただいておりますので、その8カ月分の8万円ということでございます。

それから、4、5ページに戻っていただきたいと思います。歳入といたしましては、有料駐車場使用料8万円増を見込みまして、これを財源に充てるものでございます。

終わります。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

以上で日程6を終わります。

この際、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、議員派遣の件を日程に追

加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長をして議員派遣の件を朗読させます。

川村議会事務局長。

No.44 ○議会事務局長(川村敏治君)

朗読いたします。

議員派遣の件。

平成 19 年6月4日。

豊明市議会会議規則第 159 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 友好自治体議員合同研修会

(1)派遣目的 住民交流の促進に係る行政施策の実情調査及び議員意見交換

(2)派遣場所 長野県木曾郡上松町

(3)派遣期間 平成 19 年8月2日から8月3日(2日間)

(4)派遣議員 議会運営委員会において決定する 11 名以内の議員

2 平成 19 年度全国市議会議長会豪州・ニュージーランド都市行政調査団

(1)派遣目的 議会制度のあり方、高齢者福祉、有機廃棄物の再利用、中心市街地活性化等の調査

(2)派遣場所 オーストラリア・ニュージーランド

(3)派遣期間 平成 19 年 10 月 24 日から 11 月2日(10 日間)

(4)派遣議員 山田英明議員、石橋敏明議員

以上です。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

ただいま、議題となっております友好自治体議員合同研修会及び平成 19 年度全国市議会議長会豪州・ニュージーランド都市行政調査団への議員派遣については、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.46 ○6番(山盛左千江議員)

では、議員派遣について討論いたします。

まず、海外派遣については反対ですので、まずその討論を申し上げます。

海外研修については、随分前から取りやめたり、中止する自治体が大変増えてまいりました。私が反対する理由について5点ありますが、まず第1に市民の血税を、また財政難で財源確保に苦勞し、受益者負担を求めるような状況にありながら、議員の海外視察に税金を使うことが許されるような状況ではないという点です。以前、物見遊山との指摘から、視察内容はかなり改善されたようすけれども、このご時世、海外にまで出かけなくてはならないという理由は見当たらないと思います。また、豊明市においてそのような余裕はないと考えております。

2つ目は、研修には旅費、宿泊費、通訳、ガイド料などの経費のほかに、支度金、日当が支給されます。支度金は1人7万8,160円、日当は1日5,100円掛ける10日間。合計約13万円が議員個人に支給されることになっております。この支度金は、昭和25年に制定された国家公務員などの旅費に関する法律をもとに、各自治体が条例化しているようでありますけれども、昭和25年当時においては、海外旅行が特別なものだったので、渡航のための服装とかスーツケースなどをそろえる費用として公費負担されているようです。しかし昨今、ゴールデンウィークなどには大変多くの方が海外に出向かれ、もう今となってはそういった制度も時代遅れと言えるようになってきていると思われれます。

また、この支度金は何に使用したか報告義務はなく、税金をチェックする立場の議員が説明のつかないお金を受け取るということは許されないということから、廃止する自治体も増えているのが実情であります。国の法律だからと釈明が聞こえてきそうですが、経済産業省は20年以上前から廃止しております。国土交通省も環境省も留学などを除いては支給していない。財務省は国際会議が多いことから支給ケースはあるとしながらも、必要性が薄れているので、今後廃止も視野に入れて適切なあり方を検討するというような見解を示しております。

3つ目として、日当についても問題があります。旅費規程では、日当は食事や諸雑費の費用としておりますけれども、この10日間の経費の中に毎日の食事、3食分が含まれております。すなわち日当を支給することは二重払いにもなるという点であります。豊明市の海外研修予算額は1人70万円を上限とし、支給額は海外研修費総額の9割か、この70万か、いずれか低い方と定められています。今回の研修の費用は59万8,000円ですから、支度金と日当、約13万円を合わせると、この70万円を超えますので、支度金と日当の全額が支払われるわけではありませんけれども、かといって問題がなくなったとは言えません。

4つ目としては、研修予算とは別に今回の件について事前説明会が東京で開催されます。その交通費、職員の随行を含め、3人分、そして当日の成田までの往復交通費、合わせて10万円が追加して支給されることとなります。

そして、5つ目ですけれども、海外研修については、前期設置された議会改革推進協議

会でかなり時間をかけて議論をいたしました。その末、折衷案として、中止はしないが、内容、方法等は再検討すると全会一致をもって議長に答申しております。今回、19年度の海外視察に行くか行かないかを決める会派会議の中で、来年からは見直すといった意見が多く出されましたけれども、研修対象者は2期目以上の議員というふうに決められています。前期に、今回3期になった私を含め、4人の議員は辞退しておりますので、今期においてもその意志は変わらずとすれば、2期目は3人となり、榊原議員は以前から海外研修は反対の立場をとっておられますので、今回派遣議員として名前が挙がっております山田議員、石橋議員だけが対象者として残るわけです。このようなことから言いますと、今回限りで次回からは見直すと言われても、結果は同じだったということを、この場でつけ加えさせていたいただきたいと思えます。

余談ですけれども、沓掛保育園が耐震工事のため7カ月間使用できないということで、この土日ですか、東部保育園に引っ越しをなさいました。そのときの引っ越しの費用を節約するために、保育職員をボランティアで募集されたと思います。市においてはとにかく節約のために大変努力をしておられる。そんな状況にありながらの今回の議員派遣については、とても賛成できませんので、今の理由も追加させていただきました。

なお、上松につきましては、1人の議員が4年間の間に一度だけ現地を訪問するということになっております。改選後ということですので、この件については賛成と申し上げておきます。

以上です。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

山盛議員にお尋ねいたします。

上松町と豪州派遣は1つの議案でありまして、1つの議案の中に反対と賛成と両方ありましては採決がとれませんので、賛否を明らかにしてください。

山盛左千江議員。

No.48 ○6番(山盛左千江議員)

では、議員の派遣については反対いたします。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.50 ○13番(前山美恵子議員)

すみません、討論文は用意してございませんので、口頭で申し上げます。

海外視察については、我が党もかねてより中止をするように申し上げてまいりました。海外視察での視察研修については、勉強を得るものはあるかと思えます。しかし、議員がみずから視察の項目を考えて行動するならともかく、やはり議長会が要請したものに乘っかっていくということについては、今、市民が大変不況にあえいでいる中、やはり控えるべきだろうということで私は反対をいたします。

上松については、必要かとも思いますが、必要でないということもありまして、全体としては反対といたします。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

友好自治体議員合同研修会及び平成19年度全国市議会議長会豪州・ニュージーランド都市行政調査団への議員派遣については、豊明市議会会議規則第159条の規定により実施することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議員派遣については、お手元の資料のとおり実施することに決しました。

お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣につきましては、その後の情勢の変化等により変更を生じた場合には、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任と決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明6月5日及び6月6日の2日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明6月5日及び6月6日の2日間を休会とすることに決しました。

6月7日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午前11時57分散会